

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月28日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主復水器連続洗浄装置(B)系自動洗浄運転中の貝・異物排出弁(E)全閉動作時において、動作不良(中間開で停止)が認められたため、当該弁を点検。	D	
2	3号機	換気空調系コントロール建屋非常用電気品室冷凍機(B)点検において、タイマーリレーの基準値外が認められたため、当該リレーを点検修理。	D	
3	3号機	格納容器雰囲気モニタ(A)において、警報(除湿温度高)が発生し、調査したところ、除湿器又は、温度検出器に不具合が考えられるため、当該除湿装置を点検。	B	H21.10.8再審議にてグレード変更「D」→「B」
4	3号機	プロセス計算機入出力装置において、中央処理装置(B)の伝送機に異常が確認されたため、当該伝送機を点検修理。	D	
5	3号機	スクリーン装置(A)号機パー回転式スクリーン(A)及びトラベリングスクリーン(A)の尾軸点検において、磨耗が認められたため、当該尾軸を交換。	D	
欠番				7月30日再審議にて7月29日と重複のため削除
7	4号機	原子炉建屋補機冷却系二次熱交換器(B)伝熱管過流探傷検査において、基準値外(5本)が認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
8	4号機	定期事業者検査運用要領に基づき作成した「検査実施責任者及び検査員の指名に関する記録」6件において、検査番号に誤記が確認されたため、当該検査番号を訂正。	D	
9	4号機	第4給水加熱器(B)伝熱管過流探傷検査において、基準値外(1本)が認められたため、当該伝熱管を閉止。	D	
10	4号機	原子炉隔離時冷却系タービン制御用排気ガス再循環装置点検において、油圧制御部(パイロットプランジャーブッシング)から漏れが認められたため、当該ブッシングを交換。	D	
11	4号機	復水補給水系水張り時、復水器室西側循環水系バタフライ弁点検干渉撤去のため配管切断をしていた箇所から床面に水漏れ(約15リットル)が認められたため、復水補給水系水張り弁を閉、放射能測定(汚染なし)後、床面ふき取り清掃。	C	
12	4号機	原子炉圧力容器計装ノズル(N12A)セーフエンド修理後の配管側発生応力評価において、評価点が管軸拘束無であることから地震応力が許容応力を超えることが認められたため、当該サポートをUボルト締付けタイプへ変更。	D	
13	3,4号廃棄物処理設備	シャワードレン系収集ポンプ(A)吐出逆止弁点検において、弁体及びアームに腐食が認められたため、当該弁体及びアームを交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電話 0240-25-1353